

雇用保険被保険者となる労働者を新たに雇用したときの手続き

(新規採用・所定労働時間変更等により被保険者の要件に該当したとき など)

★「雇用保険被保険者資格取得届」にはマイナンバーの記載が必要です。
マイナンバーの記載のない場合は受理できません。

○提出期日

・被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

○持参する書類

・雇用保険被保険者資格取得届 ★マイナンバーを必ず記載してください。
被保険者番号が不明の場合は本人の履歴書等職歴がわかるものを持参してください。

・添付書類

原則として添付書類は不要です。ただし下記の①から④までに該当する場合は、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）、賃金台帳、雇用契約書（雇入通知書）等が必要となります。

また場合によりその労働者を雇用したこと及びその年月日を確認できる資料の提出を求められることがあります。

- ① 法定期限（翌月10日）を超えて資格取得届を提出する場合
- ② 適用事業所設置届と同時に資格取得届を提出する場合
- ③ 過去3年間に事業主の届出に起因する不正受給があった場合
- ④ 労働保険の納付の状況が著しく不適切である場合

◇兼務役員、代表者の同居の親族等の資格取得の場合

・資格取得届のほかに専用の申請書及びその添付書類が必要となりますので、下記の問い合わせ先にご確認ください。

◇取得日より6ヵ月以上経過して手続きを行う場合

・持参する書類

- 1 雇用保険被保険者資格取得届 ★マイナンバーを必ず記載してください
- 2 遅延理由書
- 3 労働者名簿
- 4 雇用契約書（雇入通知書）
- 5 取得日より手続きする日までの期間の賃金台帳
- 6 取得日より手続きする日までの期間の出勤簿（タイムカード）

※なお遡って加入できる期間は原則として2年間となっていますので注意してください。

ただし雇用保険料を該当の労働者の給与より控除しており、かつその事実が給与明細等で確認できる場合に限り2年超の期間について遡って加入が可能です。その場合は添付書類が異なりますので、詳しくは雇用保険適用課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 〒670-0947 姫路市北条字中道250番地
姫路公共職業安定所 雇用保険適用課
TEL 079-222-8609 #21